

○津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項、第28条の6第3項並びに第28条の7の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の職員の定年等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 組合の職員の定年等に関する事項については、津山市職員の定年等に関する条例（昭和59年津山市条例第19号）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、津山圏域資源循環施設組合規約（平成21年岡山県指令市第1号）第2条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める職員の定年等に関する条例を適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年11月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。